

令和 7 年第 2 回野洲市議会定例会提出案件

1 新年度予算 10 件

- 議第 2 号 令和 7 年度野洲市一般会計予算
- 議第 3 号 令和 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 4 号 令和 7 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 5 号 令和 7 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 6 号 令和 7 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 7 号 令和 7 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 8 号 令和 7 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 9 号 令和 7 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 10 号 令和 7 年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第 11 号 令和 7 年度野洲市病院事業会計予算

2 補正予算 5 件

□議第 12 号 令和 6 年度野洲市一般会計補正予算（第 9 号）

①予算額

- ・補正前予算額 27,288,036 千円
- ・補正額 △26,475 千円
- ・補正後予算額 27,261,561 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・個人市民税（83,263 千円）、固定資産税（109,269 千円）の増額及び法人市民税（△30,045 千円）の減額
- ・普通交付税の追加交付による増額（237,560 千円）
- ・障がい者に対する訓練等給付費等の支出見込みに伴う障害者自立支援費負担金（国庫支出金（25,510 千円）及び県支出金（12,755 千円））の増額
- ・定額減税補足給付金給付事業費及び低所得者世帯支援給付金給付事業費の決算見込みに伴う地方創生臨時交付金の減額（△112,636 千円）
- ・ふるさと納税に係るまちづくり寄附金の減額（△150,000 千円）
- ・財政調整基金の取崩しの取り止め（△100,000 千円）
- ・学校給食センター改修工事に係る執行残額分の減額に伴う学校給食施設整備事業債の減額（△51,400 千円）

【歳出】

- ・財政調整基金への積立て（100,595 千円）、減債基金への積立て（81,604 千円）、公共施設等整備基金への積立て（50,034 千円）及び都市計画事業基金への積立て（170,000 千円）の増額並びにまちづくり基金への積立ての減額（△75,783 千円）
- ・障がい者に対する介護給付費及び訓練等給付費の支出見込みに伴う増額（51,020 千円）
- ・定額減税補足給付金給付事業費及び低所得者世帯支援給付金給付事業費の決算見込みに伴う定額減税補足給付金（△71,320 千円）及び新たな住民税非課税世帯支援給付金等（△41,316 千円）の減額
- ・まちづくり寄附金の減額に伴うふるさと納税推進に係る経費の減額（△73,151 千円）
- ・学校給食センター改修工事に係る執行残額分の減額（△68,500 千円）

③債務負担行為

- ・余熱利用施設整備運営事業に係る債務負担行為の追加

（期間：令和 6 年度から令和 23 年度まで 限度額：44,000 千円）

□議第 13 号 令和 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4, 5 2 9, 9 1 2 千円
- ・補正額 7 0, 5 3 6 千円
- ・補正後予算額 4, 6 0 0, 4 4 8 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費支給見込み額増額に伴う保険給付費普通交付金の増額（70,200 千円）
- ・繰越金の増額（336 千円）

【歳出】

- ・療養給付費負担金及び葬祭費補助金の決算見込みによる増額（70,200 千円）

□議第 14 号 令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

①予算額

- ・補正前予算額 8 3 8, 4 0 7 千円
- ・補正額 8, 2 8 3 千円
- ・補正後予算額 8 4 6, 6 9 0 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる特別徴収保険料の減額（△18,716 千円）及び普通徴収保険料の増額（31,038 千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額（△4,039 千円）

【歳出】

- ・特別徴収保険料の減額及び普通徴収保険料の増額並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額（8,283 千円）

□議第 15 号 令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4, 7 7 9, 6 0 9 千円
- ・補正額 △ 3, 5 9 4 千円
- ・補正後予算額 4, 7 7 6, 0 1 5 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費の減額に伴う国庫支出金（△1,182 千円）、支払基金交付金（△1,279 千円）、県支出金（△591 千円）及び一般会計繰入金（△591 千円）の減額

【歳出】

- ・居宅介護サービス給付費の決算見込みに伴う減額（△22,561 千円）
- ・介護予防サービス給付費の決算見込みに伴う減額（△5,486 千円）

□議第 16 号 令和 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 8 6, 8 6 0 千円
- ・補正額 △ 4, 3 0 6 千円
- ・補正後予算額 8 2, 5 5 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・さくら墓園永代使用料区画の販売数増加による使用料の増額（2,520 千円）
- ・墓地公園整備管理基金繰入金の減額（△6,826 千円）

【歳出】

- ・さくら墓園内建築物等改修工事に係る執行残額分の減額（△6,851 千円）
- ・さくら墓園永代使用料区画の販売数増加に伴う墓地公園整備管理基金への積立て（2,520 千円）

3 条例制定・改廃 17 件

□議第 17 号 野洲市職員の配偶者同行休業に関する条例

職員が外国で勤務等する配偶者に同行することにより、退職を余儀されることなく、仕事と家庭生活を両立できるよう支援すると共に、優秀な人材の定着を図るため制定する。休業の期間は 3 年を超えない範囲とし、給与は支給しない。

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 18 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する条例について所要の改正を行う。

- ・対象条例における字句の改正

禁錮 ⇒ 拘禁刑

懲役 ⇒ 拘禁刑

○第 1 条 野洲市情報公開条例の一部改正

○第 2 条 野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

○第 3 条 野洲市個人情報保護審査会条例の一部改正

○第 4 条 野洲市行政不服審査会条例の一部改正

○第 5 条 野洲市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

○第 6 条 野洲市生活環境を守り育てる条例の一部改正

施行日 令和 7 年 6 月 1 日

□議第 19 号 野洲市くらし支えあい条例等の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されることにより、項ずれが生じるため、関連する条例の改正を行う。

- ・第 2 条第 15 項 ⇒ 第 2 条第 16 項

○第 1 条 野洲市くらし支えあい条例の一部改正

○第 2 条 野洲市税条例の一部改正

○第 3 条 野洲市都市計画税条例の一部改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 20 号 野洲市交通安全対策会議条例及び野洲市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

組織機構の再編に伴い、課名に変更が生じるため、関連する条例の改正を行う。

○第 1 条 野洲市交通安全対策会議条例の一部改正

- ・市民部危機管理課 ⇒ 市民部自治防災課

○第 2 条 野洲市都市計画審議会条例の一部改正

- ・都市建設部都市計画課 ⇒ 都市建設部都市政策課

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 21 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

「野洲市小規模企業者小口簡易資金」融資貸付事業について、当事業は他に融資利率が有利な制度があり、平成 24 年度から貸付実績がないことから廃止をすることに伴い、当事業の調査審議機関である野洲市中小企業金融審査委員会を削除する改正を行う。

また、守山学園児童家庭支援センターが設置されたことに伴い、野洲市要保護児童対策地域協議会の構成委員に同センターの職員を加える改正を行う。

施行日 令和7年4月1日

□議第22号 野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

野洲市周辺の病院の定年年齢を参考に、野洲市病院事業における病院長の定年年齢を75年から70年に引き下げる改正を行う。

施行日 令和7年4月1日

□議第23号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

小児科医等の非常勤の特別職の職員の報酬の額について、守山野洲医師会区域内において大きな乖離が生じていることや、昨今の医療従事者等の賃金上昇といった社会情勢に鑑み、同一区域内の均衡を前提に適切な報酬の額にすべく、関係する特別職の報酬の額について改正を行う。また、議第21号の野洲市中小企業金融審査委員会の削除に伴い、本委員会の委員報酬を削除する改正を行う。

- ・介護認定審査会委員報酬の額 日額12,000円 → 14,000円
- ・障害者自立支援審査会委員報酬の額 日額12,000円 → 14,000円
- ・(新規)乳幼児健診医(小児科) 1出動につき 26,000円
- ・地域療育通園嘱託医 年額85,000円 → 119,900円
- ・野洲市中小企業金融審査委員会 → 削除

施行日 令和7年4月1日

□議第24号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されたことを受け、本市職員の給料及び扶養手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。さらに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

○第1条 野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・扶養手当の配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の引上げ
- ・禁錮を拘禁刑に改正
- ・定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給できるよう改正

○第2条 野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・暫定再任用職員に住居手当を支給できるよう改正

施行日 令和7年4月1日（ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正は令和7年6月1日）

□議第 25 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

保険税率の見直しに伴い、所要の改正を行う。

- ・第 3 条～第 8 条 保険税率等の見直し

	医療保険分		後期高齢者支援分	
	現行	改正後	現行	改正後
所得割	6.22%	7.24%	2.27%	2.70%
均等割（被保険者 1 人につき）	26,900 円	30,300 円	9,700 円	11,100 円
平等割（1 世帯につき）	18,600 円	20,600 円	7,100 円	7,500 円

- ・第 23 条 保険税率等の見直しに合わせて、その額を基に算出される 7 割軽減、5 割軽減及び 2 割軽減の軽減額を改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 26 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

法改正等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受け、所要の改正を行う。

- ・管理栄養士の国家試験受験資格が改正されたことを受け、「栄養士」の配置を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加
- ・連携施設の確保の特例に関する改正が行われたことに伴う改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 27 号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことを受け、所要の改正を行う。

- ・連携施設の確保の特例に関する改正が行われたことに伴う改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 28 号 野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和 6 年 3 月 29 日に公布され、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 29 号 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、省令が施行されることに伴い、所要の改正を行う。

- ・技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格要件の改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 30 号 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の地域手当支給の仕組みが改定されることを受け、当院職員に対し支給が可能となるよう所要の改正を行う。その他、勧告に準じた改正を行う。

- ・地域手当を新設
- ・扶養手当の配偶者に係る手当の廃止
- ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午後 10 時から午前 5 時までに拡大
- ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給できるよう改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 31 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっており、当該政令の改正に伴い、所要の改正を行う。

- ・消防作業従事者等の補償基礎額の最低額 9,100 円→9,700 円
最高額 14,200 円→14,500 円
- ・扶養に係る補償基礎額を政令どおりに改正
- ・補償基礎額の各階級・勤務年数における損害補償に係る補償基礎額を政令どおりに改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日

□議第 32 号 野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る退職報償金については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっており、当該政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る退職報償金を改正する。さらに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

- ・退職報償金支給額における勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分を追加
- ・禁錮を拘禁刑に改正

施行日 令和 7 年 4 月 1 日（ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正は令和 7 年 6 月 1 日）

□議第 33 号 野洲市工業振興条例を廃止する条例

申請事業者への助成措置が終了したこと及び野洲市商工業振興基本条例に定める基本計画に基づいた野洲市企業立地促進助成制度を創設することから、廃止する。

施行日 公布の日

4 その他 2 件

□議第 34 号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

○認定路線と認定理由

路 線 名	認 定 理 由
比江五ノ里線	起終点の変更に伴い廃止した路線の市道を認定するもの
比江南平線	起終点の変更に伴い廃止した路線の市道を認定するもの
比江乙窪線	起終点の変更に伴い廃止した路線の市道を認定するもの
比江杉村辻屋敷線	起終点の変更に伴い廃止した路線の市道を認定するもの
比江上川原線	起終点の変更に伴い廃止した路線の市道を認定するもの
比江屋戸線	起終点の変更に伴い廃止した路線の市道を認定するもの

○廃止路線と廃止理由

路 線 名	廃 止 理 由
比江五ノ里線	認定路線の起終点変更となるため廃止するもの
比江南平線	認定路線の起終点変更となるため廃止するもの
比江乙窪線	認定路線の起終点変更となるため廃止するもの
比江バス停線	認定路線の起終点変更となるため廃止するもの
比江上川原線	認定路線の起終点変更となるため廃止するもの
比江屋戸線	認定路線の起終点変更となるため廃止するもの

□議第 35 号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成 30 年 6 月 28 日に議決を得、令和 6 年 3 月 22 日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業において、契約金額を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

① 事業契約変更金額

変更前事業契約金額 2, 6 7 9, 3 6 7, 9 5 4 円

変更分金額 4 3, 7 4 0, 1 5 7 円

変更後事業契約金額 2, 7 2 3, 1 0 8, 1 1 1 円

② 物価変動

- ・維持管理業務（警備保安業務）の物価変動

企業向けサービス対価指数…警備（日本銀行調査統計局）

令和元年 平均	令和 6 年 8 月（確報）	改定率
97.14	101.9	4.80%

- ・維持管理業務（警備保安業務以外の業務）の物価変動

企業向けサービス対価指数…建物サービス（日本銀行調査統計局）

令和 3 年 平均	令和 6 年 8 月（確報）	改定率
101.33	106.3	4.90%

- ・運営業務の物価変動

企業向けサービス対価指数…労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）

令和 5 年 平均	令和 6 年 8 月（確報）	改定率
104.93	108.2	3.10%

- ・その他の業務の物価変動

企業向けサービス対価指数…その他諸サービス（日本銀行調査統計局）

令和 5 年 平均	令和 6 年 8 月（確報）	改定率
115.98	127.0	9.40%

※前回の改定年度の前年の指数の平均とその年の 8 月の指数を比較して、± 3 %以上の差が生じた場合、又は初回もしくは前回からの累積で± 3 %以上の差が生じた場合改定を行う。

※サービス対価支払期間は、令和 2 年から 22 年間

③契約の相手方 滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 6
野洲すいむ 8 N E X T - P F I 株式会社
代表取締役 浮穴 浩一

5 人事案件 3件

□議第 36 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
つじかわ 辻川 たみ子	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●

※任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

□議第 37 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
しんじょう 新庄 ひろこ 寛子	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●

※任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

□議第 38 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
みむら 三村 ますお 益夫	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●

※任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで